

政策評価調書(27年度実績)

| | | | | | |
|-----|---------------------|-------|-----|-------|-----------|
| 政策名 | 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進 | 政策コード | I-6 | 関係部局名 | 生活環境部、教育庁 |
|-----|---------------------|-------|-----|-------|-----------|

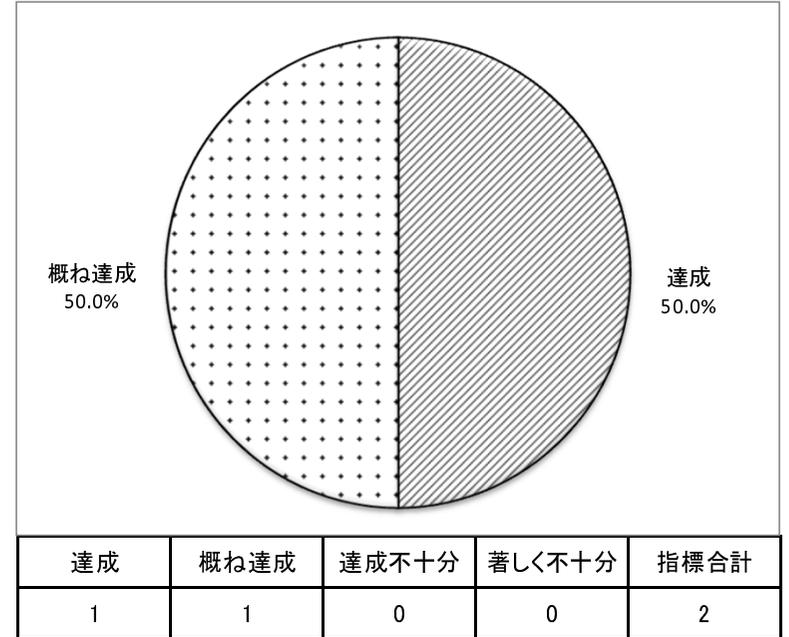
【Ⅰ. 政策の概要】

体系的・効果的な人権教育や啓発、人権問題に関する相談・支援・権利擁護など人権施策を総合的に推進するとともに、女性に対する暴力の予防や被害者支援体制の充実など、男女の平等と人権を尊重する環境づくりを進める。

【Ⅲ. 政策を構成する施策の評価結果】

| | 施策名 | 指標評価 | 総合評価 |
|---|-----------------|------|------|
| 1 | 人権を尊重する社会づくりの推進 | 達成 | A |

【Ⅱ. 構成施策の目標指標の達成状況】



【Ⅴ. 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療を巡る問題などさまざまな人権問題がある中で、人権尊重社会の確立に向けて体系的・効果的な人権教育・啓発を推進することが求められており、加えて、インターネット上の人権侵害やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権問題など新たな人権問題に対応するとともに、同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題の解決に向けた粘り強い取組が必要となっている。

また、配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV被害相談は、年々複雑・多様化しており、相談体制の充実、関係機関における緊密な連携等、相談から自立まで切れ目のない支援体制の強化を図る必要がある。

特に女性に対する暴力が女性の人権を侵害する社会問題となっており、暴力の根絶と男女共同参画社会実現のための男女平等と人権の尊重に向けた取組が必要である。

さらに、人権が尊重される社会づくりを担える力を持った県民を育成するため、学校教育と社会教育の双方において、日常的な人権教育、市町村・教育関係団体と協働した効果的な人権教育を推進する必要がある。

【Ⅳ. 評価が著しく不十分となった指標】

| 指標名 | 達成率 |
|------|-----|
| 該当なし | — |